

## 要 旨

平成 31 年 3 月、「行政文書の電子的管理についての基本的な方針」において、今後作成・取得する行政文書は、電子媒体を正本・原本として体系的に管理することが示され、今後、国立公文書館（以下「館」という。）が受入れる電子公文書等の増加が見込まれる。これは量だけではなく、管理上の複雑さの問題も引き起こすだろう。このような状況下において、館が今後も特定歴史公文書等の永久保存と利用の義務を果たすには、電子公文書等を特定歴史公文書等の中で一体的に捉える包括的な方針のもとで、関係者が共通の理解を持ち、本格的な電子化に向けて、既存の業務をシフトしていく必要がある。

このような課題認識のもと、本稿では、電子公文書等の保存処置に顕著に表れる「エッセンス」保存の概念を手がかりとして、電子公文書等の保存が、既存の保存対策方針に適切に位置づけられるのか、今一度検証した。「エッセンス」の概念は、電子記録の長期保存において誕生したが、特定歴史公文書等全体にも通じる概念であると筆者は考える。

まず、館における電子公文書等の保存の経緯と現状を確認すると、電子公文書等の保存には「エッセンス」保存が取り入れられており、関連法令や規則においても、廃棄や媒体変換等において、「エッセンス」保存の考え方が見られた。

次に、「エッセンス」の概念が誕生した背景を確認すると、国際的には、アクセス可能性の維持のために、アーカイブズ機関が保存すべき対象を主体的に決定する必要性から生まれ、わが国においては、ICA（International Council on Archives）やオーストラリア国立公文書館の影響下に導入されていた。「エッセンス」の概念は、電子記録の長期保存の取組において国際的に広がり、実用化も進んでいるが、一方で、批判や懐疑的な意見もある。

「エッセンス」の範囲は、誰が、どのように決定するのか、運用上の困難さも指摘されている。しかし「エッセンス」の範囲は可変であり、合意が難しいからこそ、社会の価値観とずれることのないよう、適宜見直しをしていく必要があるだろう。

そして、館が「エッセンス」を決定する上では、特定歴史公文書等としての価値に基準をおく必要があるだろう。本稿では、電子公文書等以外の特定歴史公文書等についても、あまり意識はされてこなかったものの、「エッセンス」の概念が既に存在していたことを指摘し、館の保存対策方針の基本的な考え方に、「エッセンス」保存の核となる 2 つの考え方、すなわち利用可能性の維持と、保存すべき不可欠な特性の明確化を追加する提案をした。これにより、個々の媒体で必要な保存処置の違いを超えて共通する方針が明らかになり、電子公文書等に対する保存処置が、特定歴史公文書等の保存対策方針に適切に位置づけられることが明確になると考える。